

## 公益信託からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第204号

府益担第100号

令和8年3月16日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安枝 亮

内閣府公益法人行政担当室参事官

魚井 宏泰

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「法」という。）が令和8年4月1日から施行されることに伴い、公益信託からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と内閣府は、警察庁及び都道府県警察と内閣府及び都道府県との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

### 記

#### 1 合意書の趣旨

法第10条第3号（法第12条第6項、法第22条第7項及び法附則第10条第1項において準用する場合を含む。）及び法第29条第5項第3号（法第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、内閣総理大臣及び都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、公益信託に係る認可をしようとするとき並びに勧告、命令及び公益信託認可の取消しをしようとするときは、警察庁長官、警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）に対し、受託者（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））。以下同じ。）又は信託管理人（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等。以下同じ。）に関する法第9条第2号ニ、第4号（同条第2号ニに係る部分に限る。）及び第6号のいずれかに該当する事由（以下「欠格事由」という。）の有無について意見聴取するものとする。また、警察庁長官等は、当該意見聴取に対して回答するものとする。

なお、行政庁は、法第12条第1項ただし書に規定する選任若しくは公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号）第11条第2号で定める軽微な信託の変更があり、第14条第1項の規定に基づく届出があったとき又は受託者若しくは信託管理人が法人である場合であって、法第21条第1項の規定に基づき公

益信託の受託者から提出される財産目録等のうち、受託者若しくは信託管理人の「役員に関する状況」について、以前提出されたもの（公益信託認可、変更の認可、信託の併合若しくは信託の分割の認可又は移行認可を受けた場合にあっては、それらのうち最も遅いものに係る「役員に関する状況」）から変更があるときには、法第 40 条の規定に基づく協力依頼として、警察庁長官等に対し、その情報（電磁的記録によるものを含む。）を提供し、警察庁長官等が法第 32 条第 3 号の規定に基づき、欠格事由がある場合は行政庁に意見を述べるかどうかについて検討を依頼することその他の適宜の協力を求め、又は必要な照会を行うことができる。

## 2 欠格事由

- (1) その受託者のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者があるもの（法第 9 条第 2 号ニ）
- (2) その信託管理人のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの（法第 9 条第 4 号）

- (3) 暴力団員等がその公益信託事務を支配するもの（法第 9 条第 6 号）（※注）

（※注）「公益信託事務を支配する」とは、

- ①暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の寄附をし、これを背景として公益信託事務に相当の影響力を及ぼしている場合
- ②融資関係、人的派遣関係、取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が公益信託事務に相当程度の影響力を有するに至っている場合

## 3 意見聴取及び意見聴取への回答並びに協力依頼及び意見陳述の要領について

- (1) 法第 10 条第 3 号等に係る意見聴取の要領

行政庁による警察庁長官等に対する法第 10 条第 3 号等に係る意見聴取は、内閣府公益法人行政担当室の参事官（以下「公益法人行政担当室参事官」という。）から警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）又は都道府県公益信託担当課の長（以下「公益信託担当課長」という。）から警視庁若しくは道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、別記様式第 1 号により行うものとする。

- (2) 法第 10 条第 3 号等に係る意見聴取への回答の要領

警察庁長官等は、（1）による意見聴取を受けたときは、受託者又は信託管理人の欠格事由の有無について、組織犯罪対策第一課長から公益法人行政担当室参事官に対し又は暴力団対策主管課長から公益信託担当課長に対し、特段の事情がない限り意見を求められてから 90 日以内に別記様式第 2 号により回答するものとする。

- (3) 法第 40 条の規定に基づく協力依頼の要領

以下のいずれかに該当する場合の行政庁による警察庁長官等に対する協力依頼は、別記様式第3号により前記（1）に準じた手続で行うものとする。

- ①公益信託に関する法律施行規則第11条第2号の規定に基づく変更の届出があった場合
- ②法第31条第1項の規定に基づく公益信託認可の取消しによる新受託者の選任があり、法第14条第1項の規定に基づく変更の届出があった場合
- ③信託法（平成18年法律第108号）第62条第4項の規定に基づく新受託者の選任があり、法第14条第1項の規定に基づく変更の届出があった場合
- ④信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項の規定に基づく新信託管理人の選任があり、法第14条第1項の規定に基づく変更の届出があった場合
- ⑤信託法第173条第1項の規定に基づく新受託者の選任があり、法第14条第1項の規定に基づく変更の届出があった場合
- ⑥法第21条第1項の規定に基づき公益信託の受託者から提出される財産目録等のうち、受託者又は信託管理人の「役員に関する状況」について、以前提出されたもの（公益信託認可、変更の認可、信託の併合若しくは信託の分割の認可又は移行認可を受けた場合にあつては、それらのうち最も遅いものに係る「役員に関する状況」）から変更がある場合

#### （4）法第32条第3号に係る意見陳述の要領

警察庁長官等は、（3）による協力依頼を受け、欠格事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合は、別記様式第4号により前記（2）に準じた手続で意見陳述するものとする。

#### （5）法第29条第5項第3号等に係る意見聴取の要領

行政庁による警察庁長官等に対する法第29条第5項第3号等に係る意見聴取は、別記様式第5号により前記（1）に準じた手続で行うものとする。

#### （6）法第29条第5項第3号等に係る意見聴取への回答の要領

警察庁長官等は、（5）による意見聴取を受けたときは、別記様式第6号により前記（2）に準じた手続で回答するものとする。

### 4 意見聴取及び意見聴取への回答並びに協力依頼及び意見陳述に関する留意事項

（1）組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長（以下「組織犯罪対策第一課長等」という。）と公益法人行政担当室参事官又は公益信託担当課長（以下「公益法人行政担当室参事官等」という。）との間の文書又は電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、警察庁、警視庁又は道府県警察の所在地と、内閣府又は都道府県庁の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達並びに漏

えいの防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 別記様式第1号から第6号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

なお、電磁的記録媒体を用いて意見聴取及び協力依頼を行う場合は、受託者又は信託管理人の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等を、エクセル等によりCSV形式で記録したファイルを用いるものとする。

#### 5 情報管理の徹底

組織犯罪対策第一課長等と公益法人行政担当室参事官等は、本合意書に基づく意見聴取及び意見聴取への回答並びに協力依頼及び意見陳述その他両者の間で共有される情報については、その目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

#### 6 連携の強化

組織犯罪対策第一課長等と公益法人行政担当室参事官等は、意見聴取及び意見聴取への回答並びに協力依頼及び意見陳述の手續に関して相互に協力し、緊密な連携の下、公益信託からの暴力団排除対策を推進するものとする。

#### 7 保護対策

暴力団対策主管課長は、暴力団員等による公益信託事務への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じ、公益法人行政担当室又は公益信託担当課関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

#### 8 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び内閣府において、その都度協議の上、決定するものとする。